

年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-3	調達方式の適正化

2. 主な経年データ														
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)		30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
一般競争 等入札	件数	－	8件 : 73%	17件 : 77%	22件 : 76%	19件 : 76%								
	金額(百万円)	－	44 : 63%	197 : 88%	1,363 : 94%	328 : 75%								
随意契約	件数	－	3件 : 27%	5件 : 23%	7件 : 24%	6件 : 24%								
	金額(百万円)	－	26 : 37%	27 : 12%	86 : 6%	112 : 25%								
合計	件数	－	11件 : 100%	22件 : 100%	29件 : 100%	25件 : 100%								
	金額(百万円)	－	69 : 100%	224 : 100%	1,448 : 100%	440 : 100%								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)及び国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。</p> <p>(1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点</p>	<p>3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)及び国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。</p> <p>(1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点</p>	<p>3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)及び国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。</p> <p>(1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 調達に係る契約についての政府の方針を踏まえて、適正な調達に向けた取組は行われているか</p>	<p><主要な業務実績> (1) 調達等合理化計画 ア 令和2年7月に策定した令和2年度調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等の着実な実施、1者応札・1者応募の改善の取組、合理的な調達の実施等に取組み、調達方式の適正化を図った。 令和2年度の一般競争入札等は19件、3億28百万円で、契約全体に対する割合は、件数で76%、金額で75%であった。 なお、1者応札・1者応募となった入札は、1件(元年度7件)であった。 また、随意契約は6件、1億12百万円で、契約全体に対する割合は、件数で24%、金額で25%であった。 イ 令和2年度に締結した契約に係る情報について、契約情報取扱公表要領に基づき、信用基金ウェブサイトにて公表した。 また、1者応札・1者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件について、改善項目ごとに取組状況の確認を行った。</p> <p>○競争入札の公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/competitive.html</p>	<p><自己評価> 評価：B 調達等合理化計画及び調達に係る推進体制の整備について、着実に取り組んだことから、Bとする。</p> <p><課題と対応> －</p>

<p>検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>	<p>検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>	<p>うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>		<p>○随意契約の公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/voluntary.html</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 令和2年度調達等合理化計画(案)、令和元年度調達等合理化計画の自己評価(案)及び個々の契約案件の事後点検については、令和2年5月に開催した契約監視委員会において審議を受け承認された。</p> <p>イ 総括理事(総務担当)を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り組むこととしており、令和2年5月開催の契約監視委員会において、契約審査委員会の取組状況等について審議を受け承認された。</p> <p>その際示された、</p> <p>① システム保守の更新時期は事前に把握できるため、公告から入札までだけでなく、開札から実際の保守開始時期についても余裕をもった日程を組むように配慮する必要がある。</p> <p>② 2者若しくは少数の業者が交互に契約するようなことを防止するように管理はされているか。</p> <p>との意見について、入札公告前に、①余裕をもった調達日程となっているか、②広く声かけを実施したかを総務課で確認するとともに、予定されている契約の名称・公告掲載時期等を信用基金ウェブサイトにも事前公表することで対応した。</p> <p>○予定されている契約の事前公表について https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html</p> <p>ウ 契約審査委員会の審査対象となる全ての随意契約案件について、随意契約とする理由が妥当か(「契約事務取扱細則第34条第1項なお書きの随意契約によることができる具体的な事例」(平成30年1月31日制定)に該当しているか)等の審査を受け承認された。</p> <p>エ 1者応札・1者応募の防止のための取組を強化する観点から、令和3年3月に「一般競争入札及び企画競争を行う場合の「1者応札・1者応募」の改善に係る取組状況の総務経理部総務</p>
---	---	--	--	--

令和2事業年度業務実績等報告書より抜粋

				課における点検について」の改正（総務課は、入札公告及び入札説明書に、入札手続の過程において1者応札・1者応募となることが判明した場合、同手続きを中断し、再公告を実施する旨を明記するよう指示する等）を行った。	
--	--	--	--	---	--